

# 規制の事後評価書（要旨）

令和 2 年 8 月  
国家公安委員会・警察庁

## 目 次

- 1 犯罪による収益の移転防止に関する法律の一部を改正する法律（平成23年法律第31号）により新設された規制
  - (1) 犯罪による収益の移転防止に関する法律の規制対象となる事業者の追加 . . . . . 1
  - (2) 規制対象の事業者が一定の取引に際し顧客等について確認しなければならない事項の追加 . . . . . 3
  
- 2 不正アクセス行為の禁止等に関する法律の一部を改正する法律（平成24年法律第12号）により新設された規制
  - (1) 識別符号の不正流通に関する行為についての規制の強化 . . . . . 6
  
- 3 国際連合安全保障理事会決議第千二百六十七号等を踏まえ我が国が実施する国際テロリストの財産の凍結等に関する特別措置法（平成26年法律第124号）により新設された規制
  - (1) 公告国際テロリストに対する行為の制限等 . . . . . 8
  - (2) 公告国際テロリストが所持している規制対象財産の仮領置等 . . . . . 10
  
- 4 犯罪による収益の移転防止に関する法律の一部を改正する法律（平成26年法律第117号）により新設された規制
  - (1) 疑わしい取引の届出に関する判断の方法についての規定の整備 . . . 12
  - (2) 外国所在為替取引業者との契約締結の際の確認義務に関する規定の整備 . . . . . 15

## 規制の事後評価書（要旨）

法律又は政令の名称：犯罪による収益の移転防止に関する法律

規制の名称：犯罪による収益の移転防止に関する法律の規制対象となる事業者の追加

規制の区分：新設、改正（拡充、緩和）、廃止

担当部局：刑事局組織犯罪対策部組織犯罪対策企画課

評価実施時期：令和2年8月

### 1 事前評価時の想定との比較

本規制は、電話転送サービスが犯罪収益の移転に利用されるリスクが高い上、これに利用された場合に捜査機関による追跡が困難となることから、同サービスを提供する事業者（電話転送サービス事業者）を犯罪による収益の移転防止に関する法律（平成19年法律第22号）の規制対象とし、顧客等の取引時確認、確認記録及び取引記録等の作成・保存、疑わしい取引の届出等の義務を課すこととしたものである。

現在も、電話転送サービスの悪用への対策として、電話転送サービス事業者に対して上記の義務を課す必要性に変わりはなく、その他本規制を取り巻く社会経済情勢等に係る大きな変化や事前評価時に想定していなかった影響も生じていない。

事前評価時に本規制に係るベースラインの設定は行っていないが、当該規制が導入されていなかった場合には、今以上に電話転送サービスが犯罪収益の移転に利用されたり、捜査機関による追跡が困難となったりしていたものと考えられる。

前記のとおり、電話転送サービスの悪用への対策として、電話転送サービス事業者に対して顧客等の取引時確認等の義務を課す必要性に変わりはなく、その他、本規制を取り巻く社会経済情勢等に係る大きな変化や想定していなかった影響も生じていないことから、本規制の必要性は引き続き認められる。

### 2 費用、効果（便益）及び間接的な影響の把握

事前評価時には、本規制により、電話転送サービス事業者において、一定の取引に際し、顧客等の本人特定事項を確認し、確認記録及び取引記録等を作成する作業に要する費用、確認記録及び取引記録等を保存するスペースの確保等に要する費用、疑わしい取引を行政庁に届け出の際に必要な書類の作成や提出等に要する費用が発生すると想定していた。本規制導入後、想定のとおり事務負担が発生していると認められるところ、それらに係る費用については、個々の事業者や取引ごとに異なるため、これを金銭価値化して推計することは困難であるが、事前評価時に想定されなかった事務負担等は発生していないことから、事前評価時の想定と実績の乖離は生じていない。

事前評価時には、本規制により、電話転送サービス事業者を所管する行政庁（以下「所管行政庁」という。）による報告徴収、指導及び是正命令等の措置を行う費用が発生するほか、国家公安委員会による当該事業者に対する報告徴収、所管行政庁に対する意見陳述等の措置を行う費用が発生すると想定していた。本規制が導入された平成 25 年から令和元年までの間に、国家公安委員会による同事業者に対する報告徴収等が 27 件、所管行政庁に対する意見陳述が 21 件、意見陳述を受けた所管行政庁による是正命令が 1 件行われているところ、これらの手続に要する事務負担については事案ごとに異なるため、これを金銭価値化して推計することは困難であるが、事前評価時に想定されなかった事務負担等は発生していないことから、事前評価時の想定と実績の乖離は生じていない。

事前評価時には、本規制の効果として、電話転送サービスを悪用した振り込め詐欺やヤミ金融事案等の発生が抑制されるとともに、これらの犯罪が行われた場合における資金トレースが可能となり、当該犯罪の実態解明や検挙に資する仕組みの構築、犯罪収益の没収、追徴等を通じた被害回復、ひいては健全な経済活動の維持・発達に寄与するものと想定された。本規制が導入された平成 25 年から令和元年までの間に、国家公安委員会・警察庁による電話転送サービス事業者に対する報告徴収等が 27 件、所管行政庁に対する意見陳述が 21 件、意見陳述を受けた所管行政庁による是正命令が 1 件行われているほか、報告徴収等において違反が認められた電話転送サービス事業者のうち、9 の事業者が所管行政庁による是正命令の手続に至る前に自ら総務大臣へ事業の廃止届出や法人の解散を行っているなど、本規制によって電話転送サービスの適正を確保するための措置が着実にとられていると認められることから、事前評価時に想定された効果が発現していると考えられる。

事前評価時には、本規制により想定された効果について、金銭価値化した便益を推計していない。また、便益の金銭価値化を行うためには、本規制が導入されなかった場合に、電話転送サービスが悪用された結果として生じる損益を算出する必要があるが、考慮すべき要素が多岐にわたり、また、損失の規模が事案ごとに異なり、その推計は困難であることから、本規制によって得られる効果の金銭価値化は行わないこととする。

本規制による副次的な影響及び波及的な影響については、発生していない。

### 3 考察

本規制の導入に伴い発生した費用は、事前評価時の想定と乖離しておらず、副次的な影響及び波及的な影響も発生していない。

他方、本規制の導入により、電話転送サービス事業者の適正を確保するための措置が着実にとられていると認められることから、同サービスを利用した犯罪収益の移転の抑制や捜査機関による追跡可能性の向上に寄与することができたと考えられる。

便益について金銭価値化することは困難であるが、犯罪収益の移転の抑制、捜査機関による追跡可能性の向上、犯罪の実態解明や検挙に資する仕組みの構築、犯罪収益の没収、追徴等を通じた被害回復、健全な経済活動の維持・発達に寄与し、もって振り込め詐欺等の犯罪対策が図られるという便益と比較して、費用は相対的に少ないものと認められることから、当該規制を継続することが妥当である。

## 規制の事後評価書（要旨）

法律又は政令の名称：犯罪による収益の移転防止に関する法律

規制の名称：規制対象の事業者が一定の取引に際し顧客等について確認しなければならない事項の追加

規制の区分：新設、**改正**（**拡充**、緩和）、廃止

担当部局：刑事局組織犯罪対策部組織犯罪対策企画課

評価実施時期：令和2年8月

### 1 事前評価時の想定との比較

犯罪による収益の移転防止に関する法律（平成19年法律第22号）は、規制対象の事業者が取引に際し顧客等について確認しなければならない事項を本人特定事項に限っていたため、疑わしい取引を認識することができず、結果として犯罪収益の移転を許してしまう事案が散見された。また、平成19年から平成20年にかけて行われた、資金洗浄・テロ資金対策に関する国際的な政府間組織であるFATF（Financial Action Task Force：金融活動作業部会）勧告の履行状況に関する対日相互審査において、顧客管理に関する勧告について、「事業者が取引の目的等に関する情報を入手する義務を課されていない」などと指摘され、4段階で最も低い「不履行」との評価を受け、平成23年10月までに改善措置を講ずることが求められた。

以上のことから、規制対象の事業者が一定の取引を行うに際し、顧客等について、本人特定事項のほか、取引を行う目的等の事項を確認すること等を義務付けることとしたものである。

現在も、規制対象の事業者が一定の取引を行うに際し、顧客等の本人特定事項のほか、取引を行う目的等の事項を確認する必要性に変わりはなく、その他本規制を取り巻く社会経済情勢等に係る大きな変化や事前評価時に想定していなかった影響も生じていない。

事前評価時に本規制に係るベースラインの設定は行っていないが、当該規制が導入されていなかった場合には、事業者において疑わしい取引を十分に認識することができず、結果として犯罪収益の移転を許してしまうおそれがあるほか、FATFから十分な改善措置を講じていないと評価されることにより、国際金融における我が国の信用が失墜するとともに、マネー・ローンダリング対策の非協力国として国際社会から対抗措置がとられるなどの事態に発展するおそれがあったと考えられる。

前記のとおり、現在も、規制対象の事業者が一定の取引を行うに際し、顧客等の本人特定事項のほか、取引を行う目的等の事項を確認する必要性に変わりはなく、その他本規制を取り巻く社会経済情勢等に係る大きな変化や想定していなかった影響も生じていないことから、本規制の必要性は引き続き認められる。

## 2 費用、効果（便益）及び間接的な影響の把握

事前評価時には、本規制により、規制対象の事業者において、一定の取引に際し、顧客等について、取引を行う目的等の事項を確認し、それらに関する記録等を作成・保存する作業等に要する費用が発生すると想定していた。本規制導入後、想定のおりの事務負担が発生していると認められるところ、それらに係る費用については、個々の事業者や取引ごとに異なるため、これを金銭価値化して推計することは困難であるが、事前評価時に想定されなかった事務負担等は発生していないことから、事前評価時の想定と実績の乖離は生じていない。

事前評価時には、本規制により、規制対象の事業者を所管する行政庁（以下「所管行政庁」という。）による報告徴収、指導及び是正命令等の措置を行う費用が発生するほか、国家公安委員会による当該事業者に対する報告徴収、所管行政庁に対する意見陳述等の措置を行う費用が発生すると想定していた。本規制が導入された平成 25 年から令和元年までの間に、国家公安委員会による規制対象の事業者に対する報告徴収等が 76 件、所管行政庁に対する意見陳述が 65 件、意見陳述を受けた所管行政庁による是正命令が 18 件行われているところ、これらの手続に要する事務負担については事案ごとに異なるため、これを金銭価値化して推計することは困難であるが、事前評価時に想定されていなかった事務負担等は発生していないことから、事前評価時の想定と実績の乖離は生じていない。

事前評価時には、本規制の効果として、事業者による疑わしい取引の該当性判断が精緻化され、疑わしい取引の届出受理件数全体に占める捜査機関等への提供件数の割合や、疑わしい取引に関する情報の活用件数が一層増加し、当該犯罪の実態解明や検挙に資する仕組みの構築、犯罪収益の没収、追徴等を通じた被害回復、ひいては健全な経済活動の維持・発達に寄与するとともに、F A T F から一定の改善措置を講じているとの評価を受けることにより、国際金融における我が国の信用が失墜する事態を防ぐことが可能となるものと想定された。本規制導入前の平成 24 年と令和元年の疑わしい取引に関する情報の活用状況等を比較すると、疑わしい取引の届出受理件数は 364,366 件から 440,492 件に、捜査機関等への提供件数（届出受理件数全体に占める割合を併記）は 281,475 件（77.3%）から 467,762 件（106.2%）に、捜査において活用された情報数は 188,321 件から 307,786 件に、情報を端緒として都道府県警察が検挙した事件数は 886 事件から 1,123 事件にそれぞれ増加しており、また、本規制の導入により、F A T F 勧告の履行状況に関する対日相互審査での指摘事項に対して必要な改善が図られたと認められることから、事前評価時に想定された効果が発現していると考えられる。

事前評価時には、本規制により想定された効果について、金銭価値化した便益を推計していない。また、便益の金銭価値化を行うためには、本規制が導入されなかった場合に、犯罪収益の移転が見逃された結果として生じる損益や、F A T F から十分な改善措置を講じていないと評価されることにより、国際金融における我が国の信用が失墜したり、国際社会から対抗措置をとられたりした結果として生じる損益を算出する必要があるが、考慮すべき要素が多岐にわたり、また、損失の規模が事案の内容や状況によって異なり、その推計は困難であることから、本規制によって得られる効果の金銭価値化は行わないこととする。

本規制による副次的な影響及び波及的な影響については、発生していない。

### 3 考察

本規制の導入に伴い発生した費用は、事前評価時の想定とかい離しておらず、副次的な影響及び波及的な影響も発生していない。

他方、本規制の導入により、犯罪収益の移転の抑制に寄与するとともに、F A T F 勧告の履行状況に関する対日相互審査での指摘事項に対して必要な改善が図られたと考えられる。

便益について金銭価値化することは困難であるが、犯罪収益の移転の抑制、犯罪の実態解明や検挙に資する仕組みの構築、犯罪収益の没収、追徴等を通じた被害回復、健全な経済活動の維持・発達への寄与に加え、国際社会と歩調を合わせたマネー・ローンダリング対策の強化が図られるという便益と比較して、費用は相対的に少ないものと認められることから、当該規制を継続することが妥当である。

## 規制の事後評価書（要旨）

法律又は政令の名称：不正アクセス行為の禁止等に関する法律

規制の名称：識別符号の不正流通に関する行為についての規制の強化

規制の区分：新設、改正（拡充、緩和）、廃止

担当部局：生活安全局情報技術犯罪対策課

評価実施時期：令和2年8月

### 1 事前評価時の想定との比較

本規制の導入以前、不正アクセス行為の禁止等に関する法律（平成11年法律第128号。以下「不正アクセス禁止法」という。）違反の検挙件数・人員は増加傾向にあり、この背景には、識別符号が利用権者又はアクセス管理者の承諾なく不正に流通している状況があった。すなわち、利用権者等以外の者が、利用権者等から識別符号を詐取して不正ログイン行為（不正アクセス禁止法第3条第2項に規定する不正アクセス行為のうち、他人の識別符号の無断入力によるもの）を行う、あるいは、詐取した識別符号をさらに第三者に転売するなどの提供行為を行い、提供を受けた者が不正ログイン行為を行うという事態が生じていた。

このため、本規制により、不正ログイン行為の準備段階の行為を規制して、他人の識別符号の不正流通の防止を図ることとしたものである。

本規制の導入後も、他人の識別符号の不正流通を防止し、不正アクセス行為を未然に防止する必要性に変化はなく、また、本規制を取り巻く社会経済情勢に大きな変化は生じていないことから、事前評価時に想定していなかった影響は生じていない。

事前評価時に本規制に係るベースラインの設定は行っていないが、当該規制が導入されていなかった場合には、他人の識別符号の不正流通が防止されず、不正アクセス行為による被害が、現状以上に生じたものと考えられる。

前記のとおり、現在も他人の識別符号の不正流通を防止し、不正アクセス行為を未然に防止する必要性に変化はなく、本規制を取り巻く社会経済情勢に大きな変化は生じていないことから、本規制の必要性は引き続き認められる。

### 2 費用、効果（便益）及び間接的な影響の把握

本規制の導入に伴い、新たな費用は発生していない。

事前評価時には、違反行為の取締りに係る費用が発生することが想定され、実際に取締りは実施されている。取締りに要する時間、人員等については、事案ごとに異なるため、取締りに係る行政費用を金銭価値化して推計することは困難であるが、事前評価時に想定されていなかった事務負担等は発生していないことから、想定と実績とのかい離は生じていない。

事前評価時には、本規制の効果として、他人の識別符号の不正流通が防止され、不正アクセス行為が未然に防止されると想定された。不正アクセス行為の認知件数は、本規制導入前の3年間（平成21年～23年）の平均で年間1,856件であったところ、直近3年間（平成29年～令和元年）の平均は年間1,883件とほぼ横ばいとなっている。

不正アクセス行為の認知件数については、様々な要因が影響を与えるものと考えられるが、総務省の調査によると、平成30年におけるスマートフォンの普及率は平成24年と比較して約1.6倍となっているほか、国民のインターネット利用時間も平成24年と比較して約1.6倍となっているなど、本規制導入時と比較して国民のインターネットの利用機会は大幅に増加している。また、警察庁がインターネットとの接続点に設置したセンサーが令和元年中に検知した不審なアクセスの件数は、平成24年と比較して約15.5倍に増加するなど、サイバー空間の脅威は深刻化している。こうした中で、不正アクセス行為の認知件数が横ばいとなっていることから、事前評価時に想定された効果が一定程度発現していると考えられる。

事前評価時には、本規制により想定された効果について、金銭価値化した便益を推計していない。また、便益の金銭価値化を行うためには、本規制が導入されなかった場合に、不正アクセス行為がどの程度発生するかについて推計し、さらに、それらの事案により発生する金銭的損失を算出する必要があるところ、考慮すべき要素が多岐にわたり、また、損失の規模は事案ごとに異なることからその推計は困難である。そのため、本規制によって得られる効果の金銭価値化は行わないこととする。

本規制による副次的な影響及び波及的な影響については、発生していない。

### 3 考察

本規制の導入に伴い発生した費用は、事前評価時の想定とかい離しておらず、副次的な影響及び波及的な影響も発生していない。

他方、本規制の導入によって、他人の識別符号の不正流通が防止され、不正アクセス行為を未然に防止することができたと考えられる。

便益について金銭価値化することは困難であるが、不正アクセス行為の未然防止という便益と比較して、行政費用は、通常の警察活動の範囲内で行われるものであり、相対的に小さいものと認められることから、当該規制を継続することが妥当である。

## 規制の事後評価書（要旨）

法律又は政令の名称：国際連合安全保障理事会決議第千二百六十七号等を踏まえ我が国が実施する  
国際テロリストの財産の凍結等に関する特別措置法

規制の名称：公告国際テロリストに対する行為の制限等

規制の区分：新設、改正（拡充、緩和）、廃止 ※いずれかに○印を付す。

担当部局：警備局警備企画課

評価実施時期：令和2年8月

### 1 事前評価時の想定との比較

国際連合安全保障理事会決議第1267号等は、国際連合加盟国に対し、国際的なテロリズムの行為を実行し、又は支援する者（以下「国際テロリスト」という。）の財産の凍結等の措置を執ることを求めているが、外国為替及び外国貿易法（昭和24年法律第228号）においては、居住者・非居住者間の取引及びクロスボーダーの取引のみが規制の対象となっており、居住者間取引が規制の対象に含まれていないことから、当該取引を通じて国際的なテロリズムの行為に使用されるおそれのある財産が国際テロリストに移転することを防ぐ必要性があると認められた。

このため、本規制において、国家公安委員会により国際テロリストとして公告又は指定された者（以下「公告国際テロリスト」という。）は、規制対象財産の贈与を受けること等の行為をしようとするときは都道府県公安委員会の許可を受けなければならないと、また、何人も、許可証の提示を受けることなく、公告国際テロリストを相手方として規制対象財産の贈与をするなどの行為をしてはならないこととし、その他規制の実効性を補完する措置及び脱法行為を防ぐための措置を設けることとしたものである。

事前評価時に本規制に係るベースラインの設定は行っていないが、当該規制が導入されていなかった場合には、国際的なテロリズムの行為に使用されるおそれのある財産が国際テロリストに移転することを防ぐことができず、我が国を含む国際社会の平和及び安全に対する脅威が増大したおそれがある。

依然として国際テロ情勢は厳しく、国際的なテロリズムの行為に使用されるおそれのある財産が国際テロリストに移転することを防ぐ必要性は現存しており、本規制を取り巻く社会経済情勢に大きな変化は生じていない。また、事前評価時に想定していなかった影響は生じていない。よって、本規制の必要性は引き続き認められる。

### 2 費用、効果（便益）及び間接的な影響の把握

費用については、本規制の導入後、公告国際テロリストによる許可の申請等の実績がない

め、発生していない。

効果については、事前評価時には、本規制の効果として、国際的なテロリズムの行為に使用されるおそれのある財産の国際テロリストへの移転が防止されると想定していた。本規制が導入されて以降、本規制に基づき対応した実績はないが、抑止効果を考慮すると、事前評価時に想定された効果が発現していると考えられる。本規制による副次的な影響及び波及的な影響については、把握していない。

### **3 考察**

本規制導入後、法の規制に基づき対応した実績はなく、費用は発生しておらず、また、副次的な影響及び波及的な影響も発生していない。

他方、本規制を導入したことにより、公告国際テロリストに規制対象財産が移転することを防止し、当該規制対象財産が国際的なテロリズムの行為に使用されることを未然に防ぐことができたと考えられ、我が国を含む国際社会の平和及び安全に対する脅威に資する効果があったことから、当該規制を継続することが妥当である。

## 規制の事後評価書（要旨）

法律又は政令の名称：国際連合安全保障理事会決議第千二百六十七号等を踏まえ我が国が実施する  
国際テロリストの財産の凍結等に関する特別措置法  
規制の名称：公告国際テロリストが所持している規制対象財産の仮領置等  
規制の区分：新設、改正（拡充、緩和）、廃止  
担当部局：警備局警備企画課  
評価実施時期：令和2年8月

### 1 事前評価時の想定との比較

国際連合安全保障理事会決議第1267号等は、国際連合加盟国に対し、国際的なテロリズムの行為を実行し、又は支援する者（以下「国際テロリスト」という。）の財産の凍結等の措置を執ることを求めているが、外国為替及び外国貿易法（昭和24年法律第228号）においては、居住者・非居住者間の取引及びクロスボーダーの取引のみが規制の対象となっており、居住者間取引が規制の対象に含まれていないことから、国際テロリストが所持している財産のうち、当該取引を通じて国際的なテロリズムの行為に使用されるおそれのあるものの利用を制限する必要性があると認められた。

このため、本規制において、都道府県公安委員会は、国家公安委員会により国際テロリストとして公告又は指定された者（以下「公告国際テロリスト」という。）が所持している規制対象財産が国際的なテロリズムの行為のために使用されるおそれがあるとき、公告国際テロリスト等に対して当該規制対象財産の提出を命じ、これを仮領置することができることとし、その他、規制の実効性を補完する措置及び脱法行為を防ぐための措置を設けることとしたものである。

事前評価時に本規制に係るベースラインの設定は行っていないが、当該規制が導入されていなかった場合には、規制対象財産が国際的なテロリズムの行為に使用され、我が国を含む国際社会の平和及び安全に対する脅威が増大したおそれがある。

依然として国際テロ情勢は厳しく、国際テロリストが所持している財産のうち、国際的なテロリズムの行為に使用されるおそれのあるものの利用を制限する必要性は現存しており、本規制を取り巻く社会経済情勢に大きな変化は生じていない。また、事前評価時に想定していなかった影響は生じていない。よって、本規制の必要性は引き続き認められる。

### 2 費用、効果（便益）及び間接的な影響の把握

費用については、本規制の導入後、公告国際テロリストが所持している規制対象財産の仮領置等の実績がないため、発生していない。

効果については、事前評価時には、本規制の効果として、国際的なテロリズムの行為に使用されるおそれのある財産の国際テロリストへの移転が防止されると想定していた。本規制に基づき対応した実績はないが、抑止効果を考慮すると、事前評価時に想定された効果が発現していると考えられる。本規制による副次的な影響及び波及的な影響については、把握していない。

### 3 考察

本規制導入後、法の規制に基づき対応した実績はなく、費用は発生しておらず、また、副次的な影響及び波及的な影響も発生していない。

他方、本規制を導入したことにより、国際テロリストが所持している財産のうち、国際的なテロリズムの行為に使用されるおそれのある財産の利用を制限することができたと考えられ、我が国を含む国際社会の平和及び安全に対する脅威に資する効果があったことから、当該規制を継続することが妥当である。

## 規制の事後評価書（要旨）

法律又は政令の名称：犯罪による収益の移転防止に関する法律

規制の名称：疑わしい取引の届出に関する判断の方法についての規定の整備

規制の区分：新設、改正（拡充、緩和）、廃止

担当部局：刑事局組織犯罪対策部組織犯罪対策企画課

評価実施時期：令和2年8月

### 1 事前評価時の想定との比較

犯罪による収益の移転防止に関する法律（平成19年法律第22号）が規制対象の事業者に義務付けている疑わしい取引の届出に関し、その該当性の判断方法は事業者の裁量に委ねられており、事業者において明らかに不自然である取引を疑わしい取引として認識することができず、届出を行わなかったためにマネー・ローンダリングの拡大を許してしまった事案が散見された。また、我が国は、平成20年10月に公表されたFATF（Financial Action Task Force：金融活動作業部会）による対日相互審査の結果において、「FATF勧告で求められている取引の精査を内容とする継続的な顧客管理が明示的に義務付けられていない」など、マネー・ローンダリング対策について各国が遵守すべき国際基準であるFATF勧告への対応に不備があると指摘されており、平成26年6月には、FATFから、我が国を名指しして、マネー・ローンダリング対策等の不備に迅速に対応することを促す声明が公表された。

以上のことから、規制対象の事業者は、規制対象の業務に係る取引について、当該取引に係る取引時確認の結果、当該取引の態様その他の事情及び犯罪収益移転危険度調査書（国家公安委員会が毎年作成・公表するもの）の内容を勘案し、かつ、主務省令で定める方法により、疑わしい取引であるかどうかを判断しなければならないこととしたものである。

現在も、疑わしい取引の該当性について、取引時確認の結果等を勘案するなどして適切に判断する必要性に変わりはなく、その他本規制を取り巻く社会経済情勢等に係る大きな変化や事前評価時に想定していなかった影響も生じていない。

事前評価時に本規制に係るベースラインの設定は行っていないが、当該規制が導入されていない場合には、事業者において疑わしい取引を十分に認識することができず、結果としてマネー・ローンダリングの拡大を許してしまうおそれがあるほか、国際基準であるFATF勧告に対応することができず、我が国がマネー・ローンダリング対策に関するハイリスク国とされて我が国の金融機関の海外取引に支障が生じるなどの事態に発展するおそれがあったと考えられる。

前記のとおり、現在も、疑わしい取引の該当性について、取引時確認の結果等を勘案するなどして適切に判断する必要性に変わりはなく、その他本規制を取り巻く社会経済情勢等に係る大きな変化や想定していなかった影響も生じていないことから、本規制の必要性は引き続き認められる。

## 2 費用、効果（便益）及び間接的な影響の把握

事前評価時には、本規制により、これまで任意で採られていた疑わしい取引に関する判断方法の措置の履行が不十分な一部の事業者において、主務省令で定める判断方法に適合させるための費用が発生すると想定していた。本規制導入後、想定のおよりの事務負担が発生していると認められるところ、それらに係る費用については、個々の事業者や取引ごとに異なるため、これを金銭価値化して推計することは困難であるが、事前評価時に想定されなかった事務負担等は発生していないことから、事前評価時の想定と実績の乖離は生じていない。

事前評価時には、本規制により、規制対象の事業者を所管する行政庁（以下「所管行政庁」という。）による報告徴収、指導及び是正命令等の措置を行う費用が発生するほか、国家公安委員会による当該事業者に対する報告徴収、所管行政庁に対する意見陳述等の措置を行う費用が発生するが、本規制に関する是正命令の件数が疑わしい取引の届出義務に関する是正命令の件数と同水準にとどまるならば、発生する行政費用は極めて限定的であると想定していた。本規制導入後、主務省令で定める判断方法に従っていないことを理由とした是正命令等は行われておらず、事務負担は発生していない。その他、事前評価時に想定されていなかった事務負担等は発生していないことから、事前評価時の想定と実績の乖離は生じていない。

事前評価時には、本規制の効果として、事業者によるマネー・ローンダリングの疑いの有無を判断する方法が明確化され、疑わしい取引の届出が適時適切に行われることとなり、犯罪収益の移転の実態解明や検挙に資するほか、犯罪収益の没収、追徴等を通じた被害回復、ひいては健全な経済活動の維持・発達に寄与するとともに、国際基準であるFATF勧告に対応することにより、我が国の金融機関等の国際社会における信用が高まるものと想定された。本規制導入前の平成27年と令和元年の疑わしい取引に関する情報の活用状況等を比較すると、疑わしい取引の届出受理件数は399,508件から440,492件に、捜査機関等への提供件数（届出受理件数全体に占める割合を併記）は435,055件（108.9%）から467,762件（106.2%）に、捜査において活用された情報数は265,346件から307,786件に、情報を端緒として都道府県警察が検挙した事件数は1,096事件から1,123事件にそれぞれ増加しており、また、本規制の導入により、FATF勧告の履行状況に関する対日相互審査やFATF声明での指摘事項に対して必要な改善が図られたと認められることから、事前評価時に想定された効果が発現していると考えられる。

事前評価時には、本規制により想定された効果について、金銭価値化した便益を推計していない。また、便益の金銭価値化を行うためには、本規制が導入されなかった場合に、マネー・ローンダリングが見逃された結果として生じる損益や、国際基準であるFATF勧告に対応することができず、我が国がマネー・ローンダリング対策に関するハイリスク国とされて我が国の金融機関の海外取引に支障が生じることとなった結果として生じる損益を算出する必要があるが、考慮すべき要素が多岐にわたり、また、損失の規模が事案の内容や状況によって異なり、その推計は困難であることから、本規制によって得られる効果の金銭価値化は行わないこととする。

本規制による副次的な影響及び波及的な影響については、発生していない。

### 3 考察

本規制の導入に伴い発生した費用は、事前評価時の想定とかい離しておらず、副次的な影響及び波及的な影響も発生していない。

他方、本規制の導入により、マネー・ローンダリングの抑制に寄与するとともに、F A T F 勧告の履行状況に関する対日相互審査やF A T F 声明での指摘事項に対して必要な改善が図られたと考えられる。

便益について金銭価値化することは困難であるが、マネー・ローンダリングの抑制、犯罪収益の移転の実態解明や検挙に資する仕組みの構築、犯罪収益の没収、追徴等を通じた被害回復、健全な経済活動の維持・発達への寄与に加え、国際社会と歩調を合わせたマネー・ローンダリング対策の強化が図られるという便益と比較して、費用は相対的に少ないものと認められることから、当該規制を継続することが妥当である。

## 規制の事後評価書 (要旨)

法律又は政令の名称：犯罪による収益の移転防止に関する法律

規制の名称：外国所在為替取引業者との契約締結の際の確認義務に関する規定の整備

規制の区分：新設、改正（拡充、緩和）、廃止

担当部局：刑事局組織犯罪対策部組織犯罪対策企画課

評価実施時期：令和2年8月

### 1 事前評価時の想定との比較

業として為替取引を行う事業者が国境を越える為替取引を行う際には、外国所在為替取引業者との間で為替取引を継続的に又は反復して行うことを内容とする契約（以下「コルレス契約」という。）を締結し、外国に開設した決済用口座を利用して決済を行う必要があるところ、外国に所在する顧客等の取引時確認等の措置は、外国所在為替取引業者が外国の法令による規制の下で行うため、当該規制が我が国より緩やかな場合には、コルレス契約に基づく為替取引により日本国内に犯罪収益が移転する危険が生じることとなる。また、我が国は、平成20年10月に公表されたFATF（Financial Action Task Force：金融活動作業部会）による対日相互審査の結果において、「金融機関はシェルバンク（実体を有しない銀行をいう。以下同じ。）との間でコルレス契約を締結或いは維持することを明確に禁止されておらず、コルレス先のシェルバンクによる口座の利用を許してはならないということも義務付けられていない」など、マネー・ローンダリング対策について各国が遵守すべき国際基準であるFATF勧告への対応に不備があると指摘されており、平成26年6月には、FATFから、我が国を名指しして、マネー・ローンダリング対策等の不備に迅速に対応することを促す声明が公表された。

以上のことから、規制対象の事業者に対し、コルレス契約の相手方がシェルバンクでないこと及び契約の相手方が他国のシェルバンクとコルレス契約を締結していないことを確認することを新たに義務付けることとしたものである。

現在も、コルレス契約の相手方がシェルバンクでないことなどを確認する必要性に変わりはなく、その他本規制を取り巻く社会経済情勢等に係る大きな変化や事前評価時に想定していなかった影響も生じていない。

事前評価時に本規制に係るベースラインの設定は行っていないが、当該規制が導入されていなかった場合には、日本国内に犯罪収益が移転する危険が生じるほか、国際基準であるFATF勧告に対応することができず、我が国がマネー・ローンダリング対策に関するハイリスク国とされて我が国の金融機関の海外取引に支障が生じるなどの事態に発展するおそれがあったと考えられる。

前記のとおり、現在も、コルレス契約の相手方がシェルバンクでないことなどを確認する必要性に変わりはなく、その他本規制を取り巻く社会経済情勢等に係る大きな変化や想定していなか

った影響も生じていないことから、本規制の必要性は引き続き認められる。

## 2 費用、効果（便益）及び間接的な影響の把握

事前評価時には、本規制により、これまで任意で講じられていたコルレス契約を締結する際の厳格な確認措置の履行が不十分な一部の事業者において、コルレス契約の相手方である外国所在為替取引業者について厳格な確認を行うための費用が発生すると想定していた。本規制導入後、想定のとおり事務負担が発生していると認められるところ、それらに係る費用については、個々の事業者や取引ごとに異なるため、これを金銭価値化して推計することは困難であるが、事前評価時に想定されなかった事務負担等は発生していないことから、事前評価時の想定と実績のかい離は生じていない。

事前評価時には、本規制により、規制対象の事業者を所管する行政庁（以下「所管行政庁」という。）による報告徴収、指導及び是正命令等の措置を行う費用が発生するほか、国家公安委員会による当該事業者に対する報告徴収、所管行政庁に対する意見陳述等の措置を行う費用が発生するが、銀行実務において本規制に相当する確認措置が任意で講じられていることを踏まえると、発生する行政費用は極めて限定的であると想定していた。本規制導入後、コルレス契約の相手方である外国所在為替取引業者について厳格な確認を行っていないことを理由とした是正命令等は行われておらず、事務負担は発生していない。その他、事前評価時に想定されていなかった事務負担等は発生していないことから、事前評価時の想定と実績のかい離は生じていない。

事前評価時には、本規制の効果として、外国所在為替取引業者が所在する国の規制をすり抜けて我が国に犯罪収益が移転することをより確実に防ぐことが可能となるほか、健全な経済活動の維持・発達に寄与するとともに、国際基準であるFATF勧告に対応することにより、我が国の金融機関等の国際社会における信用が高まるものと想定された。本規制の導入により、我が国への犯罪収益の移転の防止について適切に措置がとられていると認められ、また、FATF勧告の履行状況に関する対日相互審査やFATF声明での指摘事項に対して必要な改善が図られたと認められることから、事前評価時に想定された効果が発現していると考えられる。

事前評価時には、本規制により想定された効果について、金銭価値化した便益を推計していない。また、便益の金銭価値化を行うためには、本規制が導入されなかった場合に、日本国内に犯罪収益が移転した結果として生じる損益や、国際基準であるFATF勧告に対応することができず、我が国がマネー・ローンダリング対策に関するハイリスク国とされて我が国の金融機関の海外取引に支障が生じることとなった結果として生じる損益を算出する必要があるが、考慮すべき要素が多岐にわたり、また、損失の規模が事案の内容や状況によって異なり、その推計は困難であることから、本規制によって得られる効果の金銭価値化は行わないこととする。

本規制による副次的な影響及び波及的な影響については、発生していない。

### 3 考察

本規制の導入に伴い発生した費用は、事前評価時の想定とかい離しておらず、副次的な影響及び波及的な影響も発生していない。

他方、本規制の導入により、我が国への犯罪収益の移転の抑制に寄与するとともに、F A T F 勧告の履行状況に関する対日相互審査やF A T F 声明での指摘事項に対して必要な改善が図られたと考えられる。

便益について金銭価値化することは困難であるが、我が国への犯罪収益の移転の抑制や健全な経済活動の維持・発達への寄与に加え、国際社会と歩調を合わせたマネー・ローンダリング対策の強化が図られるという便益と比較して、費用は相対的に少ないものと認められることから、当該規制を継続することが妥当である。